

平成30年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月21日 午前10時00分		
	延 会	12月21日 午後3時15分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	仲 村 美奈子
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	宮 里 政 有
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹	社会教育課補佐 兼社会教育係長	玉 城 繁
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	嶺 井 雄 二			

平成30年第4回今帰仁村議定例会

議事日程第4号

平成30年12月21日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案第41号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第42号	今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について	質 疑
4	議案第43号	今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について	質 疑
5	議案第45号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第46号	今帰仁村立学校設置条例及び今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
7	議案第48号	平成30年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	質 疑
8	議案第49号	平成30年度今帰仁村国民健康保険特別会計第5回補正予算について	質 疑
9	議案第50号	平成30年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	質 疑

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

9番山城 太議員の発言を許します。山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 おはようございます。12月定例会に当たり、さきに通告いたしました件について質問いたします。

1. 農道の整備について。雨天時に土砂が流出し、通行に支障をきたし、農地へ行くことが困難になる箇所が確認できるが、今後の対策について村の見解を伺います。

2. 村一般家庭ごみについて。①集落内のごみ収集所の整備について村の見解を伺います。

②パッカー車の現状、安全性の観点から、新車の購入及びリースを提案するが、村の見解を伺います。

3. 災害被災者支援について。家事や台風等で住宅の消失や倒壊により、居住不能になった方々への一定期間の住居の提供支援等の充実について、村の見解を伺います。

4. 教育行政について。北山学園プロジェクトの成果等々について伺います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 皆さん、おはようございます。9番山城 太議員の質問にお答えいたします。

質問事項1. 農道の整備についてお答えします。農道の整備については、農林水産省の農道整備事業により整備しておりますが、同事業の要綱では、農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、あわせて農村環境の改善に資するもののみ採択されることとなっています。通行に支障を来している農道が、採択基準に該当するのであれば、今後同事業での対応を検討します。

質問事項2. 村一般家庭ごみについてお答えします。質問要旨①集落内のごみ収集所の整備は、本村では戸別収集を基本としており、村が収集所の整備等を行いません。近隣住民が共同でごみを出している場所は、利用する住民で集積かご等の設置や清掃・維持管理をしていただくことが基本的なルールと考えています。

質問要旨②パッカー車の購入及びリースについては、現在、西側の回収に当たっているごみ収集車が故障しており、修理を進めるとともに購入についても検討しております。起債を含めた財源の確保について確認中であり、早急な対応を目指します。

質問事項3. 災害被災者支援についてお答えします。災害被災者支援につきましては、一定期間の住居の提供は本村では行っていないのが現状であります。被害を受けた方に対して村及び県から見舞金の助成を行っております。このほか、県内の公益財団法人や公益社団法人による支援メニューの紹介等も行ってまいります。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 おはようございます。それでは9番山城 太議員の質問事項4. 教育行政についてお答えします。

北山学園プロジェクトは、「キャリア教育」を核に取り組んでいます。その間、小学生対象に学習支援ボランティアの派遣、各種検定補助事業、プレ中学入試、教育ファーム事業、県外インターンシップ事業等を、中学生対象に学習支援ボランティアの派遣、各種検定補助事業、プレ高校入試、県外インターンシップ事業、プロデューサー育成事業、海外短期留学派遣事業等、高校生対象として公営塾の開設、県外インターンシップ事業、海外短期留学派遣事業等、また保育園・幼稚園での「わらべうた」実践事業、小・中学校を対象に学習支援員・特別支援員を配置し、個に対応した授業環境改善の取り組みを行ってきました。これらの事業成果については、数値では計れない部分が多々ありますが、全国学力学習状況調査においては、村内小学校の平均正答率は、科目によりますが、全国の公立学校の平均レベルにまで向上しました。中学校においては、県平均を下回っており、対策を検討しているところです。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 以前からですね、農家の方々が村のほうにも、区長のほうからも村のほうに要請があったと思うんですけども、それを担当が確認してですね、その事業にのっけるまでどれくらい期間がかかるのか。多分これは農振地だと思うんですけども。私、軽トラ四駆でやっと上れるような道路なんですね、雨の後は。これ個人で、またその後機械を借りてきて整地して、二重に負担がかかるわけですよ、出費のほうも出て。その辺、農家に負担をかけないようにしてほしいんですけども、先ほどのこの期間ですね、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま9番山城 太議員の質問に対しまして説明いたします。

議員ご指摘のとおり、関係する農家の方々の要望は、農道改修・補修等ですね、かなり要望が多いことは認識しております。ただしですね、村としても当初に予算は組んでおりますけれども、その要望に十分応えられるぐらいは組めない状況でございます。大規模な災害につきましては、国の支援を受けまして災害復旧事業で復旧に努めているところがございますけれども、軽微なものについては、現在予算の範囲内において極力補修をしているところがございます。その期間につきましても、該当する事業等がなかなか現時点で少ない状況でございますので、採択基準に合致すればですね、極力対応していくというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 では、先ほども言いましたが、大雨とかの後、自分で機械を借りてきて整地するんですけども、そういった費用ですね、その辺の補助とかということは可能なのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問に対しまして説明いたします。

現時点ですね、その費用の補助については計上している状況ではなく、原材料やもしくは村の担当課によります重機使用での整地というふうに行っているところがございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時09分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 先ほどの課長の答弁ですね、多くの方々から要請があるということなんですけれども、それぐらい大切なことだと思うんですね。農家の方々も一生懸命生活するのにですね、あちこちに農地を借りたり、いろいろあるんですけども、農家の声ですね、極力要望を聞いてあげてですね、農業に対する支障を極力抑えていただきたいと思うんですが、今後どのように、また再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 9番山城 太議員の質問に対しまして説明いたします。

今後の対応につきましてですけれども、情報収集しまして、以前に簡易舗装の、容易な補助事業がございまして、それに対応したということもありますけれども、現在そういった高額の補助がなかなかなく、持ち出しもかなり大きいことから、いろいろな情報を収集してですね、高額の補助があるかどうかという、まず確認と、情報収集の確認と、あとおっしゃるとおり要望をなるべく早く、優先順位をつけて整備していこうと、予算の範囲内ですけれども、やっといこうというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 ぜひですね、農家の負担を軽減なされるように努力していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。一般家庭ごみについてですけれども、収集所の整備は行わない、本村では戸別収集を基本としているというんですけれども、戸別収集というのは、各戸の家の前に出しても構わないということに理解してよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいま9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

ごみの有料化を図る際に、各字にも希望を確認いたしまして、共同で出しているごみの集積所の数とか、実際にパッカー車が通る、通らないの道の状況とかも踏まえて、区長との意見交換をさせていただきました。有料化をするに当たっては、分別をきちんとしていただくということが大切なこととなりますので、集積所でどなたが出したかわからないような状態になりますと、収集をする際にも、分別のできていないところへの指導を充実させていくには、ちょっと不都合な面もありましたので、戸別収集を基本に考える方向で進めております。今議員がおっしゃったように、家の前に出していただくということは、十分に対応している状況でございますが、ただパッカー車が入れないようなお宅とかは、パッカー車が通るところまで出していただくということを、協力していただいている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 戸別収集、家の前に置くことも可能ということなんですけれども、それは村内全域周知はされているのでしょうか、区長だけに言っているのでしょうか、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

有料化を導入するに当たって住民説明会を行いましたけれども、その際にもきちんとしておりますし、かなりごみの困り感でお電話があったときは、戸別収集の周知を図っているところでございます。

以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 有料化されるときに説明会を行った、そこで説明したとあるんですが、その後の周知ですね、それはなされたのか。先ほどの課長の答弁のほうでもいろいろな話があったんですけども、各戸の前に置いたほうが分別されて、だれのものかというのは一目瞭然だと思うんですけども、そのほうがわかりやすく各戸の責任もあると思うんですけども、逆にそういうのを全部進めたらどうなのか、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

周知につきましては、広報やホームページでも掲載していると私は思っておりますけれども、まだ足りないところについては、今後もしっかりと対応していきたいと思います。今、議員からもありましたように、戸別収集については今後もしっかりとこちらとしても基本として進めていきたい方法でありますので、取り組んでいく所存でございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 課長、余り言いたくはないんですけども、思っておりますとかは、余計疑念を抱くんですけども、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

戸別収集につきましては、周知を図っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 周知を図られているということなんですけれども、逆に家庭からそういった内容の相談とか、確認とかの問い合わせはあるのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

実際、希望して集積所を設置して、集団でのごみの回収を希望する方々もおりまして、そちらについては先ほどから課題とされる、今課題となっているごみの分別がきちんとできていない、あるいは日にちを守らずに前もって出してしまうとか、この集積所を使うとされている住民の方以外のごみを他方から持ってくるというような課題がありまして、ここについてはごみを取ってくれないのかということでのお電話をかなりいただいております。そういう方々にも戸別収集の方法をご説明して、切りかえる事案がかなりふえておりまして、それからご老人の方々も家の前で出すほうが負担が少なくなりますので、できるだけごみの課題や問題についての問い合わせについては、ごみの戸別収集をお知らせしているところでございます。ごみの課題でお電話がくるのは、かなりふえているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 後ろの傍聴席のほうに前議長がいるんですけども、先日相談がありまして、家の前のごみ収集所に、誰か知らない人が通りすがりにごみを入れていくと、どうにかしてくれという話

があったんですが、その立て看板なり、注意をするような内容のことをなされないのか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

共同でゴミを出すときの課題が、今議員がおっしゃったように、通りすがりに置いていくという課題もかなりありまして、それにつきましては不法投棄の看板を立てたり、注意の看板を立てる方向で協力をさせていただいているところです。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 注意書きされても、多分やる方はやるんですよ。その後の対策ですね、村ではどのように捉えているか、地域任せなのか、それともいろいろ対策を講ずるのか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

基本として、集積所の管理や掃除につきましては、そちらを利用している皆様をお願いしているところでございます。不法投棄と思われるゴミの確認をして、持ち主を洗い出す作業はいろいろ行っているところですが、集積所のゴミについては、可能な限りと言いますか、原則として集積所を設置した皆様が管理をしていただきたいというところでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 再度質問いたしますが、やはり戸別でやったほうがそういった問題解決につながるのかなと思うんですけれども、再度答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。今後とも戸別指導の徹底を図っていきたい考えでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 では次の質問要旨②のパッカー車の購入についてなんですけれども、先日も議員のほうからも質問あって、ある程度理解はしているんですけれども、質問要旨のほうで安全性というふうに質問しているが、現在安全性ですね、2台あると思うんですけども、そこらへんの安全性について説明、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

かなり老朽化しているのは、議員もご承知のとおりかと思えます。見た目にも故障が、ちょっと腐敗しているなという箇所もありますけれども、細かく受託している皆さんも注意を図っていただいて、小さな修理の間に対応していただいているところが現状であります。大きな修理については村で予算を計上してやっているところでございます。業務の実施に伴う大きなことがないように、安全性についてはしっかりと確認をしていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 パッカー車は2台あると思うんですけども、これ購入年度は異なっているんでしょうか。1台を今購入考えているということだったんですけども、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

東のほうのパッカー車が平成14年2月に購入されております。今故障している西側のパッカー車は、1年早く購入されておまして、平成13年2月に購入しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 1年ということは、さほど変わりはないということなので、2台まとめて購入を考えたほうがよろしいんじゃないでしょうかと思うんですけども、起債を含めた財源の確保とありますが、購入なのかリースなのか、試算されたのか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

パッカー車につきましては、1,200万円ぐらいの費用がかかるということで見積もりが出ております。起債の確認中ということでの答弁をさせていただいたところでございますけれども、まずは優先的に1台ということで、県との調整を今、財政のほうでつめているところですが、議員がご提案のリースにつきましても、対応できる業者等も確認をしながら、検討の一つの案として出しましたけれども、総合的な費用の換算をしますと、やはり起債で借りて安い利率で返しながらというほうが、財政的にもよろしいということでしたので、まず優先的に起債で1台を購入するというところで、今進めているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 起債のほうがお得ということだと思うんですけども、購入した場合には車検とか整備とか、税金ももろもろ出ると思うんですけども、リースの場合はそれが合算されて出てくると思うんですけども、その辺は計算に入れての答弁なんでしょうか、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

議員のおっしゃることも本当に一理ありまして、ただ車検等はですね、今委託費の中に含まれている状態もありますので、総合的に見た部分でまた検討しなくてはいけないところも多々ありますが、まずは起債でという、優先的にして、今ですね、もし仮に起債が県のほうで決定がされない場合には、次にはリースの方法というのが優先な方法と理解しております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 もともと1台でやっているのかですね、2台まとめてやっていたほうがよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

2台ということも検討の一つになりましたけれども、今現在調整をしてもらっている起債が、年度内の

第2次の部分でして、かなり厳しいところもありまして、1台まずは起債で借りれば、こちらとしては財政的にも助かるというところで、優先的に1台調整をさせていただいております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 理解いたしました。早急な対策を願っております。

次の質問に移らせていただきます。災害者支援についてですけれども、答弁のほうでは見舞金とか、そういったことがあるんですけれども、質問の中で、住宅が消失や倒壊によって居住不能になった場合の住居の支援とか現在ないと思うんですけれども、検討なされてはどうかと思うんですけれども。先日も今泊のほうで火事がありまして、住むところがなくて、人の家を間借りして対応されているみたいなんですけれども、プライバシーも何もないんですね。これがストレスになって、どうなるかわからないですね。今帰仁村にも空き家が幾つかあると思うんですよ。その辺も村が借りてですね、そういう方々、小さい、小規模災害ですよ。そういう方々に支援するなり、ずっと住むわけではなくて、ある程度の期間を区切ってフォローしてあげてみてはどうかと思うんですけれども、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいま9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

先ほど村長のほうの答弁の中で、県内の公益財団、公益社団法人ということがありましたが、まずは福祉保健課のほうで事業メニューがありまして、まず公益財団法人生活支援パーソナルサポートセンター北部と、母子家庭になっておりましたので、それで沖縄県母子寡婦福祉連合会ゆいはあとというところがございまして、在宅支援として紹介をしているところであります。また関係機関としては、福祉協議会フードバンクだとか、そういう支援のほうも行っております。以上であります。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 在宅支援されているということで、そういった提供をなされているというふうに理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

こちらのほうですね、1年間限定ということではあるんですけれども、ゆいはあとと調整しながら、その居住地域を調整しながら今、当たっているところでございます。なので早急的ということではないんですけれども、また1年以内とはなっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時29分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 今、説明の中で不足がありましたので、また説明していきたいと思っております。こちらのほうは母子寡婦ということで、そういう世帯の支援になっていきますけれども、まずこちらのほうですね、敷金、謝礼や月々の家賃等の費用負担はありませんということで、その居住地の、一旦借家という形で提供に調整をしているところでございます。期限は1年間にはなります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ゆいはあとのほうでは、そういった支援がなされているということなんですけれども、その住む場所ですね、村内なのか、村外なのか、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

こちらのほうですね、村内のそのご出身の字で調整させていただいているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 理解いたしました。では村としては、そういった支援、提供ということは考えていく予定はないのか、村が主体となってですね、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 9番山城 太議員の質問についてご説明申し上げます。

ただいま福祉保健課長のほうから、母子寡婦の家庭の方についての支援ということで、ちょっと説明がありましたけれども、村としてじゃあどう考えるのかということですが、これについて村が定めている防災計画の中に、災害応急対策計画ということで、住宅の補給対策の計画の中にはのせられているところもありますので、今回議員がおっしゃられた部分については、今後やはり検討はしていかないといけないというふうに考えますが、福祉保健課等ですね、やはりいろいろな災害に遭われた方々への救済の情報等も含めて、やはり提供していかないといけないという部分もありますが、それと同時にこの部分についてもやはり検討させていただきたいと思えます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 福祉保健課長にちょっと確認したいんですけども、これは母子父子世帯だけの事業内容ですか。両親いるところでは、不可能という内容でしょうか。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

こちらのほうは、母子世帯、世帯一緒に限定ではあるんですけども、こちらについても調整をしていきたいというふうには思っているところであります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時35分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時35分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 今、お話のありました母子寡婦世帯になっておりますので、限定ではありません。こちらは母子・父子の限定の制度になるんですけども、もう1つパーソナルサポートセンターというのがございまして、これは所得の制限もあるんですけども、こちらのほうに一時生活支援事業というのがございまして、またそちらのほうも活用ということで、2ついろいろ調整をしながら、早目に進めていけるような制度を活用しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 ちなみにその制度ですね、村内で周知されたことありますでしょうか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

こちらにつきましては、区長会ですとか、あとは民生委員のほうでもお話ししております、制度が変わるときには、個々にまた担当者がおりまして、生活の悩み事、相談事から、あわせて顔の見える、担当が見えるということで案内しているところがございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 理解できました。これがですね、いつ災害が起きるかわからないので、またこれから年末年始、そういう時期になりますので、災害が起こらないのが一番いいんですけども、そういう支援策があることは、本当に心強いことだと思いますので、周知ももう少しなされて頑張っていたきたいと思います。

次の4点目の質問に移らせていただきます。北山プロジェクトの成果等々についてですが、北山学園プロジェクトはキャリア教育を核に取り組んでいますとあるんですが、キャリア教育、平たく説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの9番山城 太議員の質問にお答えします。

キャリア教育を平たくということがあるんですが、まずは1つにはキャリア教育を核にということではありますが、新しい学習指導要領の中でキャリア教育の重要性をはじめて指導要領の中に書かれたということは、前に申し上げたことであります。キャリア教育を平たくということですが、キャリア教育の目標自体が、それぞれ一人一人の社会的、職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であるということ、キャリア発達という言葉もまたある程度新しい言葉なんですけど、キャリア発達ということはどういうことかと言うと、その言葉が出た背景には、キャリア教育ということ自体が、これまで捉え方として進路指導とか職業選択のみに意外と考え方が行きがちで、では小学校あるいは幼児あたりではどうなんだということを持つ考えが、意外とあったところから、実は全ての子供たち、大人も含めてなんですけど、それぞれのキャリア発達を促すのがキャリア教育なんだということとあります。キャリア発達について説明しますと、社会の中で、我々ですね、置かれている立場、置かれている年齢、その中で自分の望ましい役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくという過程がキャリア発達ということとあります。平たく申し上げるといことになりまして、例えば子供たちでありますと、小学校1年生なりのキャリア発達、中学生なりのキャリア発達、そこで望ましいキャリア発達を促しながら進めていくというのが、キャリア教育の視点であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 わかりやすい説明、ありがとうございます。北山学園プロジェクトなんですけれども、今年度、今帰仁中学校から北山高校へ、11月現在の志望率というのはご存知であると思うんですけども、どれぐらいいるのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質問についてお答えします。

今現在、今帰仁中学校からの進学の数については、ちょっと把握はしていないんですけども、昨年の平成29年度から平成30年度、ことしの高校1年生の数からすると、今帰仁中学校から46名、パーセントで言うと43.4%です。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 11月現在で、今3年生は94名ですか、97名でしたか、そのうちの30名らしいですね、北山高校を志望しているのは。今、北山魅力化事業をいろいろやっていると思うんですけども、その辺加味しながら、その数字ですね、最終的な数字ではないと思うんですが11月現在です。その辺、どう捉えているか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいま山城 太議員の質問にお答えします。

90名以上、3割が今北山高校を志望している、確定ではないんですがということなんですが、先ほど申し上げたんですが、本村キャリア教育の視点で進めているわけですが。子供たちの進路に関してなんですが、進路の幅を広げるといのが非常に教育の中で大事であります。どういうことかと言いますと、子供たちが将来を見据えていろいろなりたい自分というのがあります。なりたい自分というのは、低学年の段階から大体こう持っている、非常に大きな夢があります。そこから学んでいって、大人の世界を見て、背中を見て、いろいろな教育体験、学習体験をしていく中で、今度はなれる自分というのにだんだん絞り込んでいくわけですね。そして最終的には高校を卒業する、大学を卒業する、社会人になるわけですが、その中で子供たちが進路選択をしていく。今、北山高校への希望が30%程度ということは、北山高校にある学科に対して、子供たちが、自分が将来をなれるものを見据えての希望だと思います。ほかの子供たちがまだ未定であるか、あるいはほかの学校に決めているかどうかわからないんですが、職業高校を選択する子供たち、あるいは北山高校にはない学科を希望して自分の将来を見据えるということは、非常に教育的にはそんなに、私は何ら問題としては考えていないです。ただし、シマンチュとしては、北山高校へたくさん行ってほしいなという希望はあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 全く、教育長の言う通りであります。今の答弁の中で、寂しいとか言ってもらったら困るなと思っておりました。ちょっと視点を変えるんですけども、以前ですね、その学園構想時代にですね、教育特区を目指してるとあるんですよ。現在、どのようになっているか、その辺の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの山城 太議員の質問にお答えします。

教育特区を目指していると、教育特区にはいろいろあるんですが、例えば英語教育の教育特区を目指して、学習指導要領で示された時間以上に英語教育に力を入れて、本村の英語教育を高めるとか、それとほかの特別特区等々いろいろあるんですが、本村が今目指している教育の部分で、きのう1番島袋 誠議員

の質問にもあったんですが、コミュニティ・スクールというのもあります。そこもある程度教育特区的な考え方はあるんですが、教育特区を目指すというよりは、本村全ての教育環境として、本村の子供たち、これから育つ子供たちを育てていこうという、北山学園プロジェクトの理念を持って進めていきたいなど思っていて、今、私としては特別に教育特区を指定してどうのこうのということまでは、まだ考えておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 今の現教育長のおっしゃることは理解いたしますが、当時からですね、そういう特区に向けて動きがあったのか。動きがなければ言葉遊びで終わっていますよ、その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時48分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの9番山城 太議員の質問にお答えします。

教育特区を目指すには、文科省への申請が必要です。先ほどご質問ありましたとおり、そのようなアクションがあったかということですが、文科省へ申請したということはないと理解しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 当時の教育長は、そういうふううたっているんですが、これはそういうアクションがなかったということは、どのように解釈すればよろしいでしょうかね。もういないからどうしようもないんですけども。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時49分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの質問にお答えします。

どのように解釈すればいいのかということで、私なりの解釈、私なりの考えで申し上げたいと思います。この北山学園プロジェクトの前に、北山学園構想というのがございますよね。その発祥が、考え方が北山高校の存続の危機から発祥したということは、皆さんご理解だと思うんですが、北山高校の存続、それからそれが安定して北山学園プロジェクトへと移行してきたわけですけども、その中で当初教育特区を目指すということの中で、北山学園プロジェクトの中でうたわれている保・幼・小・中・高の一貫教育、しかも地域型の一貫教育、どこも取り組んでいないという、モデルを目指そうということだったんですが。そこで教育特区を受けて、国の補助を受けて、それが何とかできないかなということのものだったのかなと、私なりには考えております。しかしそこで教育特区としてこれが受けられなかった、あるいはそこへのアクションを起こさなかったというのは、私の考えとしては市町村の教育委員会の管轄である保育所、幼稚園、そして小中学校、義務教育ですね、それと高校を巻き込んで、高校は県立になります、そのあたりの段差、壁があったのかなというふうには考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 個人的な見解は理解いたしました。公的な立場としてですね、行政の、教育の長として、これは引き継がれるものだと理解するんですけども、それまで何も、当時から何もそういった認定を目指していなかったということなんです。そのあたりですね、個人ではなくて公的な人としての立場からの見解を求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 では教育長としての立場ということなんです。北山学園プロジェクト、ご案内のように保・幼・小・中・高の人材育成をやっているわけですけども、高校まで、一連のものを含めた小中一貫教育を法的に特区を受けてということが、最初、当時はやられてきて、このように流れてきたわけですけども、これがやられていないということは、それなりのやはり非常に苦悩があったのだろうかと思います。私としましては、教育というのはよく継続性、一貫性、効率性いろいろあるんですけど、継続性というのがあります。その中で、議員からご質問にありますことは継続性だと思います。ただし教育の中でもう一つあるのは、要するに不易と流行というのがあります。不易という部分に当たっては、子供が育てる中での、必ずどういうふう育てようという全く変わらない考えがあって、流行というのがあります。流行というのは、今やっている、例えば教育施策の中で言いますと、きのうのCS（コミュニティ・スクール）でありますとか、小中一貫とかあるんですけど、その中での流れの中で、流行的なものの中でこの教育特区を目指した流れがあろうと理解しております。今、私が教育長になって、非常に考えておりますのは、もちろん保・幼・小・中・高を含めた一貫教育なんです。特に本村教育委員会、市町村の教育委員会というのは指定する学校、保育所、幼稚園、そして義務教育の小中学校への支援というのがもちろん基本になりますので、そこを子供たちの学力向上、心の教育に力を入れていきます。そして高校はもちろん本村にありますので、高校は少し色を変えて、私は高校は北山高校を魅力化して、本村の発展にもつながるんじゃないかなということで、教育の部分はもちろんやっていくわけですけども、高校では少し、小中学校とは少し違った形で力を入れていきたいなというふうにして、今考えを模索しているところもあります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 当時の教育長がそういうことをですね、今帰仁だからできる、今帰仁にしかできない取り組みとして、地域型としております。将来は教育特区として認定され、さまざまな規制緩和が実現されることを目指しております。とあるんですよ。そういうふうな特区を目指すと言っているのに、何のアクションもしなかったこと自体が私は間違いだと思うんですよ、そういうことを言っているんですよ。できる、できないは別の問題、いいんですよ。高校がどうたらじゃない、この特区を目指すのであれば、動かないといけないのが行政じゃないですかと言っているんですよ。できる、できないは別の問題。流行がどうたら、これはじゃないと思います。やらないといけないんじゃないですか、ということですよ、私が言っているのは、教育長は学校時代に、多分生徒に、言ったことはちゃんとやりなさいと言ったと思います。約束したことは守りなさいと言おうと思います。しかしこれでは、やっていないじゃないですか、その辺ですよ、私が言っているのは、公的に説明してくださいと言おうのは。どう思いますか。村長でもいいですよ、教育長でもいいです。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 9番山城 太議員の質問にお答えします。

教育特区を目指して取り組むと、元教育長が、議会で答弁したということですが、その後ですね、教育委員会制度も変わりまして、新教育委員会制度がスタートして、これまで教育委員会には教育委員長と教育長がいました。どちらも村長が議会に提案をして、議会の人事案件、同意案件承認された後に、互選で委員長、そして教育長が決まって教育行政を運営しておりましたけれども、新教育制度のもとでは、教育委員長の職が廃止されました。そして教育長も互選ではなくて、村長が直接教育長という職を指名をして、議会の同意を得て教育長が決まるという制度に変わっております。その中で、これからの教育行政については、回数は指定はされてはおりませんが、年に2回ぐらい総合教育会議というのを主催することになっております。これは議長は村長になってですね、これからの今帰仁村の総合教育について、あるいはまた教育方針について議論してやるようになっておりますので、その中でもこの特区の件については、一度も議題にもなっておりませんので、今の質問が元教育長と言っても、教育行政、あるいは行政も継続性ということも言われておりますので、この件についてはですね、総合教育会議の中で、これまでの特区についての議論も踏まえて、今後今帰仁村としてこの教育特区について、どう位置づけをしていくのかということについては、教育会議の議題にして、教育会議の場で議論します。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 再度確認いたしますが、教育特区を目指してアクションは起こさなかったわけですね。また後で行ったけどということがあっては困るので、確認します。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの質問にお答えします。

これまで教育特区を目指して文科省へ申請したという記録はございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 余り言いたくはないんですけども、であればですよ、教育長がそういうことをおっしゃっていたんですよ。先ほども言いましたが、将来は教育特区を認定させ、さまざまな規制緩和が実現と、そういうことを行う予定が、一切行われていなかったということになるんですよ。そうであればですよ、私たちがいつも皆さんに言っているのは、みんなやらないんじゃないかという疑念を与えてしまうんですよ。検討します。と皆さんお答えするんですけども、そう思いませんか、疑念を持つと思いませんか、議員は。教育の長がですよ、そういうことを言っておいて、一切これまで行っていない。どう思いますか、皆さん、疑念持たれて当然ですよ。議会というのは、チェック機能ですよ。そう思いたくなくても、そう思ってしまうんですよ。基本だよ、基本。言葉には責任を持っていただきたい。その辺、どうおられますか、答弁を求めます。どなたでも結構です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時02分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** ただいまの山城 太議員の質問にお答えします。

ご質問の内容は、全般検討しますとか、そういうものへの感想というか、思いはどうかということなんですが、そこ全体のものとしてじゃなくして、私はこの教育特区を目指したということに関してのことについて答弁したいと思うんですが、よろしいですか。要するに元教育長がそのようなことを答弁なさったということであるんですが、その元教育長の思いの中で、どれぐらいのスパンで、どれぐらいの年月をかけて、それが申請して、教育特区を目指せるのかという思いはあったのかなということは推察できるんですが、本人が任期の中でそれができなかったということもあろうかと思えます。それがやっぱり目指しているということがあったと思うんですが、どれだけの時間をかけてそれができたかというのは、私もちょっと把握できないんですが、それでそういうふうな答弁をしたのかなということは考えております。動かなかったか、動いたかというのは、私、まだ本人に聞いていませんので。この教育特区を目指す中で動きというのは、昨年度終了した、終業式事業とか、そういうものも含めてあったのかなと思うんですが、どういう教育特区を目指したかというのが、ちょっと私にはまだ把握できていませんので、非常にそのあたりの答弁は厳しいものがあります。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 9番山城 太議員の質問にお答えします。

教育特区についてでありますけれども、先ほど教育長から答弁ありましたように、村長としては次の総合教育会議の中で、元教育長がそういう議会で答弁したということですが、それもさらに検証して、今帰仁村教育委員会としてこの教育特区について、どのように考えていくのか、あるいはどういうふうに進めていくのか。元教育長でありますけれども、教育の継続性もありますので、明確に教育特区について、総合教育会議の主催の議長でもありますので、議論をして、元教育長が言ったにしても、現教育委員会でその教育特区を目指すことはしないということであれば、これはまた議論をして、明確に、教育特区については見解を出したいと考えています。

○ **座間味 薫 議長** 9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太議員** 当事者がいないから、どうにもならないことなんですけれども、先ほども言いましたが、言葉には責任を持っていただきたいと思えます。

次に北山高校の魅力化事業の中で公営塾、夢咲塾があると思うんですけれども、現在の生徒、利用数と講師が何名いるのかですね、答弁求めます。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ **桃原秀樹 学校教育課長** ただいまの9番山城 太議員の質問についてお答えします。

12月1日現在の数字でございますが、受講生34名で講師が2名となっております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太議員** この34名、これは全て北山高校生でしょうか、他校からの生徒はいるのでしょうか、答弁求めます。

○ **座間味 薫 議長** 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 34名中2年生に名護高等学校のフロンティア科から1名、3年生に名護高等学校の普通科1名、計2名が通っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 当初はですね、北山高等学校に限るだったんですけども、他校からの受講生がいるということは、大変喜ばしいと感じる次第であります。北山高校魅力化事業、今ほかにですね、スポーツでの魅力化とでも言いましょうか、そういったことはお考えないか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時08分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時09分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの質問にお答えします。

北山学園プロジェクト魅力化事業、北山高魅力化事業の中でスポーツ支援があるかどうかでございますが、教育委員会がやっている教育施策が北山高校プロジェクトなんですけど、そこで文言的に表れていないものでは、北山高校のスポーツ派遣への支援であるとかは含まれるかと思うんですが、特別どのスポーツを指定してとか、どういうものを北山高魅力化事業の中に入れていきますという文言は、今のところないです。これができるかどうかというのを、課内で話し合ってみたいなと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 中学校3年生、先ほど30名が北山高校と言っていたんですけども、大体部活が結構魅力を感じて、他校へ行く子が多々いると思うんですよ。そしてまた、北山高校に来るのは、また駅伝が強いから、他地域から来るのも結構いると思うんですね。そういったのを加味すると、やはり塾のほうは協力支援隊ですか、その活用方法も、すごい指導者とか、そういった方々に来てもらって、野球なり陸上なり、いろいろなスポーツですね、そういった講師を呼んできて生徒を集めるというのも語弊があるかもしれないんですが、その辺ですね、検討の余地があるんじゃないかと思うんですけども。答弁を再度求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 北山高校へのスポーツ支援の件なんですけど、スポーツの監督等、県立職員の配置について、要するにスポーツを強化するための職員の配置についてはこちらの管轄外であるんですが、例えばさっきちょっと出ました外部指導者でありますとか、そのあたりの紹介でありますとか、人探しでありますとかというのは、十分可能だと思いますので、非常にいいご提案だと思います。ありがとうございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 北山高校の魅力化、いろいろな選択肢が出てくると思いますので、皆さんの意見を聞きながら進めていただきたいと思います。高校だけではなく、幼稚園児、保育園児、小学生、中学生ですね、そういった方の手厚い支援を今後も続けていってほしいんですが、新たな支援と言いますか、

そういったのは何か出てきているのか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの山城 太議員の質問にお答えします。

冒頭の答弁でまず申し上げたことが、きょう兼次小学校も来ておりますが、子供たちの学力は非常に伸びていて、県全体がそうなんです、中学校がまだちょっと課題があると、これも県全体そうです。そこへのでこ入れとして、今考えているのが中学校の授業力向上に向けた教育委員会の支援ができないかどうかということ、今考えております。それと新学習指導要領に当たっては、英語教育、外国語教育がふえます。それで今の体制では厳しいだろうということで、ALTの新たな配置をもうちょっと考えていきたいということと、もちろん財政的なものもありますので、そこはまた教育委員会の考えとして、おしていきたいなと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 ぜひですね、英語教育、いろいろ進めていただきたいと思います。ちょっと話変わりますけれども、夢咲塾、あれはもう何年になりますでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

北山学園構想の時分からですね、公営塾の開学はあったんですが、夢咲塾としての開学となると、ことで3年目でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今後ですね、この塾を利用した方々のその後、どういった内容になっていくのかというのが、追跡みたいな感じですね、そういったことは行う考えがあるのかですね、答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

現在、夢咲塾を利用した生徒のその後について、把握はしておりませんが、今後調査はしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 調査を行う予定ということですが、どのような調査を考えているのか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問について説明いたします。

夢咲塾、開学3年目でございますので、大学進学、あと就職した生徒もいらっしゃると思いますので、まずは現状、どのようなことを行っているかということから進めていきたいと考えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 そうですね、そういったことをやっていただきたいと思います。何年、何年とスパンを区切ってですね、期限をつけてでもいいので。この夢咲塾というものの評価というのも出てくるかと思しますので、その辺ぜひ調査をしていただきたいものと考えます。終了いたします。お疲れ様です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

日程第2. 「議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

提案理由ですね、沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ表の改正を行う必要があるため、その議案を提出しますとありますが、これから見てみると、勤勉手当、期末手当、日直手当と3種類に分かれておりますけれども、この前消防議会では初任給も基本的に1,500円アップということでお聞きしましたけれども、初任給も1,500円アップになるのかですね。これ1つずついきたいと思います。勤勉手当は現行と改正後は100分の42.5から100分の47.5ということでありまして、次に日直手当は現行の4,200円から4,400円と。次ですね、聞きたいのは期末手当が前期と後期ありますよね。6月と12月の支給が現行では6月が100分の122.5、12月が100分の137.5ということであって、改正は一つにまとめて12月分は減って、6月分はアップという形になっておりますけれども、今後は6月と12月は別々の金額ではなくて、100分の130で今後は同じ金額で期末手当は支給されるということ認識していいのかですね。その点について、答弁求めます。初任給を1,500円アップだけれども、別の方は上がらないのかですね、私は上がると思いますよね、幾らかは、同じ金額じゃなくても。その点、わかる範囲で答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 10番與儀常次議員の質疑についてご説明申し上げます。

初任給アップの話がございましたけれども、今回ですね、人勤に基づいて行政職給料表、それから教育職給料表の改定がございます。その中で引き上げ改定ということがございますので、初任給自体はその給料表に当てはめると、必然的にアップということでの解釈になります。それともう1点ですね、2条改定のほうの期末手当の支給率でございますか、これは平成31年4月からの適用ということで、それに関しては6月期、12月期のそれぞれの支給月の割合が100分の130で、両方同じになるということでございます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 そうするとですね、課長、6月の122.5と12月の137.5を一つにまとめて130となった場合、年間のトータルでは皆さん職員が受けとる金額としては多くなる、少なくなりますか。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

これは6月期、12月期それぞれを1.3ということでございますので、トータルで1.3ではございません。その中で、相対的な率としては6月期、12月期の率が変わっていたものを、平均的に1.3というふうに設定するというところでございますので、結果的に支給される率、額については変更がないということでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議案第41号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例の中の職員の数と、全部を含めた職員の数ですよ、臨時も含めて。この改正するのは、全体の何パーセントに当たるのかですね、聞きたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時29分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 11番嘉陽 崇議員の質疑についてご説明申し上げます。

ただいまの職員の該当についてですけれども、これは一般行政職の職員全員が該当となります。対象となるのは、正規職員で臨時職員は対象ではございません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 働いている臨時も全部含めた場合ですよ、このとき、この改正に当たる職員の数は何パーセントに、何名になるのかという質疑です。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

これについては、職員の給与に関する条例の改正でございますので、先ほども申し上げましたが正規職員となっている職員100%該当という、100%の人数ですね、職員となります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時31分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時32分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

全体の中の職員の割合ということでございますけれども、臨時職員、賃金職員の人数に関する資料を持ち合わせておりませんので、正確な全体から職員の割合ということが今ちょっと申し上げられない状態ですので、これは後ほどご報告させていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 関連しての質疑であります。この県の人事委員会のほうからの勧告ということですが、職員が10名多かたり10名少なかたりする場合もあると思うんですが、これは例ですよ。今帰仁村の財政力に応じて、ある程度上げたり、下げたりも可能であるのかどうか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

市町村の財政力によって上げたり、下げたりが可能かということでございますけれども、これは財政力によっては可能なのかもしれませんが、現在今帰仁村については県の人勸に基づいて設定させていただいている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第41号について、質疑いたします。

今回、人勸からの改正、勧告ということで、正規職員がその対象に当たるということなんですけれども、これは関連質疑になるかちょっとわからないですが、非正規や臨時職員の給与というのはどのように定められて、こういった臨時職員に関しても人勸から勧告があるのか、その辺をお伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時36分)

我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明申し上げます。

非常勤職員等について、人勸で、これも職員と同様に定められているのかということですが、人勸については職員の分については定められておりますけれども、非常勤の分については、近隣市町村等、最低賃金等も勘案しながら、賃金設定を行っている状況でございますので、人勸と直接関係があるということではございません。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、臨時職員に関しては人勸の対象ではないと。じゃあ今まで臨時職員の給与に関して、給与が最低賃金というのは上がってきているので、下がることはないと思うんですが、ここ最近で非常勤職員、臨時職員含めて給与アップがあったのはいつになりますでしょうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

非常勤職員の時給・日給等の見直しについては、今年4月で見直されております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 これは、毎年見直されるものになりますでしょうか。それとも最低賃金が変更になったときに変わっていくものなのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

最低賃金のほうも、もちろん参考にしながらということなんですけれども、毎年見直すかということでございますが、この辺については基本最低賃金を割らないというのが、もちろん基本条件でございまして、近隣市町村の動向も見据えながら、ベースアップと言いましょうか、賃金の改定を行っていらっしゃるでございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、近隣市町村と調整を図りながら同等に上げていくと。やっぱり正規の職員が人事院勧告の中で給与の割合が上がっていったりという中で、やはり同じ屋根の下という職場で働いているのも、一緒にそれを支えているのも臨時職員であるということもありますので、やはり正職員が上がる場合には、その辺も一緒になって、割合も含めてですね、やっていったほうがやはり職場の中も楽しくできるんじゃないかという思いがありますので、この辺は今後いろいろと、一緒に働いている方も同じような形でのベースアップができることを望んでおります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第41号について質疑いたします。

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえということでもあります。それを受けて、今回の改正ということでもありますけれども、これは先ほどの説明では、人事院から示された数値をそのまま今帰仁村としては反映して行ったという内容でよろしいでしょうか、お願いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

今帰仁村は、基本、国から示されたものを、県の人勤として市町村に示すわけですがけれども、それを今帰仁村が人勤に基づいて改正しているということでございます。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 先ほどですね、同僚議員からの質疑の中で、財政力指数をもとに、もしかしたら増したりもあるのかなとも思うんですけれども、これはもしかしたら財政力指数によって減することも、可能性としてはあり得るのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

財政力によっては減ずることもあり得るのかということでございますけれども、今、今帰仁村の状況といたしましては、国の給与の水準を100とした場合に、今帰仁村は比べたら92から92.7ぐらいでございます。その中で、今帰仁村としては水準自体は100に近づけるのが基本だと思いますが、これ今帰仁村と国の水準を比べると、今帰仁村が対国で92.7ポイントぐらいということですが、今後も今帰仁村としてはラスパイレス指数もある程度確保しながらということでございますので、ちょっと直接質問の答えになっているかはあれなんですけれども、それを維持していけるような形を考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 もしかしたら財政力が厳しいところは減しているところもあるのかと思ってございますけれども。これですね、今後、ちょっとこれは聞きたいところでありまして、これは交付税算定措置、基準財政需要額の中で増した額は入ってくる数字だと思っておりますけれども、これももしも財政力指数上、ちょっと村として財政的に厳しくなったときに、示されたものよりも村として、その趣旨を踏まえた上でも村として減した場合に、職員給与を減した場合に、その減額分は交付税算定する需要額の中には

入ってくると思うんですよ。その減した部分を、ほかの人件費以外の財源に充てることとかも、これは可能なかどうかですね。国として、そのまま人件費を減した分も踏まえて、全額交付税算定措置されるのかどうか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時49分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質疑に対してご説明いたします。

財政力指数に応じて人件費のほうを、今帰仁村独自で人件費を下げた結果、その交付税算定のときの基準財政需要額も下がるのか、それともそれは国の基準のままなのかというところかと思えますけれども、それにつきましては現在、村として情報を持っておりませんので、申しわけありませんが現時点でお答えしかねる状態です。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 今、4名の議員の説明でも大体わかったところであるんですが、これですね、法に基づいての改正であるとは認識しています。それでこの条例改正することにより、村全体で職員の手当がふえるというふうに認識はするんですが、全体で幾らふえるか。あと個々に幾ら、1人当たりは幾らになるか、数字が出ていれば答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 1番島袋 誠議員の質疑についてご説明申し上げます。

個々で幾らかということについては、百何十名も職員いますのであれなんです、今回の改正に伴って上がるのが給料の部分では、4月1日からさかのぼっての適用になりますので、それで発生する差額が109万2,000円。それから12月期の期末手当についても率の改正がございますので、それに伴う差額が261万1,582円ということでございます。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 全体での手当がふえるということわかりました。先ほど2番上原祐希議員からの質疑とちょっと似ているんですけども、それは村全体の予算から、例えばそうやって弾力性を持たせるかというふうなことではあったと思うんですが、100あるうちのその予算に幾らいく、これというふうなことで、私がこれからちょっと聞きたいのが、人件費というか、この金額のほうから人事委員会からの日直手当とか、日直手当が出ていますが、例えば日直手当、あと時間外手当等に含めてもそういう勧告というか、どれだけにしなさいとかあるかどうか。まず日直の手当はわかるんで、時間外手当ですね。例えば1人当たり時間外手当は時給かける幾らだとは思いますが、月額幾らと決められているか、例えば年額幾ら、1人当たり決められているかどうか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 1番島袋 誠議員の質疑についてご説明申し上げます。

時間外手当についてでございますけれども、年額一定の額が限度額として人勧で示されているかということだと思いますけれども、それについては人勧で示されているようなことはございません。

○ 座間味 薫 議長 1 番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 人勸から時間外等の金額については定められていないという、勧告等はないということですので、ではですね、今、今帰仁村のほうでこの時間外手当について、月額でマックスとか決められているか、年額で決められているかどうか、1人当たり幾らとかですね。課の裁量等もあるとは思いますが、その点お聞きいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 1 番島袋 誠議員の質疑について説明いたします。

職員の超勤手当でございますが、基本として各部署によってもその超勤の時間数はまちまちなところもあるんですが、大体1人当たり年額として2万5,000円から多くても3万円という形で配分をしているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの1番島袋 誠議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番島袋 誠議員。

○ 1 番 島袋 誠 議員 1人当たりおおよそ2万5,000円から3万円以内ということで決まっているというふうに説明がありました。法に基づいて全体の金額を上げるというのは、もちろん自治体としてやっているということに全然間違っていないと思うんですが、今後ですね、財源も厳しいですし、いろいろ難しい部分もあるとは思いますが、職員一人一人が抱えている業務が、結構違うんじゃないかなとも感じていて、時間外、ずっと残ればまた払うとかというの、全部に払うというの、いろいろ難しい部分はあるとは思いますが、その件ですね、こういう弾力性を持たせて、時間外、やっぱり業務が忙しい職員は、すごい忙しいと思うんですね。本当に残ってやらないといけない時期もありますし、職員見ていてちょっと感じますので、今後の職員のやる気、モチベーション、これからの村に入ってくる職員のためにもですね、そろそろそういうところにも手をつけなければいけないんじゃないかなというふうに考えておりますが、見解を求めます。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 1番島袋 誠議員の質疑についてご説明申し上げます。

やはり職員全体的に見ますと、業務の偏りというのは、やはりあるようなところもございまして。遅くまで残っている職員は、一定部署で同じ職員が残っているというところも、やはり現実的にありますので、これは行革等ですね、全庁的にやはり業務配分の見直しとかも含めて取り組んでいかないといけないことですので、この辺はしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時59分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き日程第2. 議案第41号について、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3. 「議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定についてお伺いします。

提案理由には、公共用または公用に供する施設の新設、長寿命化、方針整備、統廃合等を計画的に行うために、同条例を整備する必要があるため、この議案を提出します。とありますが、次のページですね、目的の第2条ですね、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とありますけれども、この基金は毎年積み立てるのか、金額はどれぐらい積み立てるのか、お伺いします。

それと下の第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は村長が別に定める。とありますけれども、別にどのように定めるのかですね、お伺いします。

次に附則ですね、1. この条例は平成31年4月1日から施行する。とありますけれども、その下の2項ですね、次に掲げる条例は廃止するというので、今まであったのは4つ廃止して、1つにまとめて使いやすいように統合するという思いだと思いますけれども、この使いのための7条なのか、必要な事項は村長が別に定めるとあるんだが、これ4つ廃止して、1つにまとめて、必要なところで村長が別に定めて、基金から使ってという形になるのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

議案第42号 今帰仁村公共施設等総合管理基金条例の制定につきましては、ご質問のありました第2条の一般会計歳入歳出予算に定めるというものにつきましては、歳入歳出を含めてでございますが、質疑の中にもありました廃止条例4条例を1つにした中で、その1つとして例題を挙げますと、公有財産購入基金等でございますが、その基金等につきましては、公有財産を売り払いしたときにしか積み上げられないと。またその基金を運用する場合は、その公有財産の買い上げの場合にしか使えないというところにもなっておりますので、今後発生してきます、例えば公共施設の修繕やそういったものにも使えるような形で組み合わせ、総合管理計画とするものであります。また今後予定されてきます、役場新庁舎の建設費にもその基金が充てられるために、運用してまいりたいと思います。村長が別に定める項目としては、その基金の使い方について、今後定めていくという形になります。毎年の積み上げかという質疑でございますが、それはまだ現在、毎年定額ということではございませんで、その都度計画をしていって、先ほど説明した歳入歳出に依じての積み立てになっていきます。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の答弁ですね、私はいいいことだと思っていますね。これ項目ごとにだったら、使い勝手が悪いと思っています。火葬場の修理にしても、火葬場の基金がなければ修理できない状況ですので、1つにまとめたら使う時期で使えますので。それとですね、この基金、毎年ですね、金額はわからないということですが、財産を売ったりしたときは入る。じゃないときは、一般会計やら財源から毎年入れる予定ですか。ないときは、入れないという形で、飛び飛びに入れるのかですね。毎年、幾らかでも金額は同じでなくても、基金に入れるのかですね。答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

毎年定額的に積み立てるというものではなくて、その都度、例えば修繕が必要であれば、またその修繕について補助事業等があれば、その補助事業等も導入していくことになるかと思いますが、新設のときにもそれに該当するかと思います。その他、この補助事業外で修繕等や新築が必要な場合は、その基金をあてるということになりますので、必ず積み立てるものでもないというふうに、今考えております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 私、これひとまとめにしてつくった以上、一般会計の歳入歳出、最後で繰り越しのほうからですね、何割かは毎年入れないと基金の意味がないと思うんですよね。じゃあないから、基金に積み立てなければ絶対に多くならない、いざ使うときには基金の名前はあるけれども、金がないという形にもなりますのでね、これ万が一のときにも使えますよね、いろんな災害のときにも。これは繰り越し財源の中から、幾らかは入れるべきだと思いますけれどもね、何パーセントかはですね。この点、将来に向けての基金だと思いますので、再度答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員の質疑のあったとおり、この繰り越し財源があれば、その部分について幾分かは積み立てができるものだと思いますが、現在、定額的に幾らを積み立てていくというのは、また今後の計画になっていきます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第42号について質疑いたします。この基金条例の中の目的ですね、新設、長寿命化、更新整備、統廃合等計画的に行うためというのがあるんですけども、これは今帰仁村公共施設等総合管理計画、これを行うための基金というふうに理解してよろしいか。それと先日、議案第44号、そのときに冷凍冷蔵施設でやられた施設利用料、それもこの基金に入ってくるような説明もあったと思うんですけども。これいろんなところから基金に入ってくるわけでありましてけれども、例えば、第6条処分のところで、第1条の目的を達成するため基金の全部または一部を処分することができるというのがありました。これいろんなところから資金が入ってきて基金に積み立てられて、それを例えばある1つのことに対して全部使うということもできるのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

まずこの基金条例、第6条の処分についてでございますが、目的を達成するために基金の一部または全部ということの表現、村の条例のさまざまな基金の条例と同じ取り扱いになりますが、全額を入れることもできますし、一部の取り崩しということでもあります。可能性として、全部を使い切ることがあるのかという質疑だと思いますが、可能性がないわけではないんですが、運用上そのようなことは多分ないのかなというふうに考えております。計画的な手法の中で、施設の総合計画に基づくものなのかということでございますが、村全体の総合計画及び、また各課で管理する施設がございますので、それを個別の計画に

沿って、その中で運用を図っていく予定にしております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この総合管理計画、これに沿いながらの基金、その処分等々があると思うんですけども、この総合管理計画の中にちょっと気になるところがあったのですが、その第6章 施設類型毎の基本方針、その中に上水道施設の中で水道行政の現状と課題、今後の方針というのがあってですね、この今後の施設管理には、民間の委託管理を視野に入れ、効率的な水道行政の運営を進める方向である。とありました。これ昨今テレビとかでも話題となっているんですけども、民間委託、その辺まで考えているのかですね、説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 8番與那勝治議員の質疑に対して説明いたします。

水道法も、先週ですか、改定になり民間に委託できるということでもありますけれども、今、民間委託は考えておりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今のところということでありました。全国的に見ても、水道料金を上げていけないとやっていけないというところもありますし、隣の村、町でも、ものすごく金額が違うところも、テレビの情報ではありました。将来的には今帰仁村も水道料金が上がる時が来るだろうというふうに予想もされるわけでもありますけれども、例えばこの水道料金が上がった場合に、企業とか事業者とか、高い水道料をわざわざ払うわけではなく、自前で地下水を掘ったりとか、そういう可能性も出てくると思うんですよ。その中で、今帰仁村はたしか地下水の採取に係る条例というのはなかったと思います、制限をかける条例ですね。これはもう早急に必要な条例ではないのかというふうに考えるのですが、その辺の見解を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃるように、地下水の条例をつくったほうがいいんじゃないかということでもありますけれども、村としましても、水量がなかなか今把握できない状況で、この条例をつくるためには、水量の把握のために設計をして、水量を把握して、またどれだけの水があって、どれだけを制限するというような工程になりますので、これは今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 午前中、先輩議員の一般質問の中にもありましたけれども、検討だけでやるのかやらないのかわかりませんので、ぜひですね、これ前向きに検討していただかないと、私は本当にこれは大きな問題が来るだろうと予想しておりますので、この辺は軽い検討し直すのではなく、重たい、本当に決意のある検討をしていただきたい。この辺はやっぱり村長に伺いたいと思いますが、村長、見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えします。

地下水等の取水規制の条例についてですが、これについて今帰仁村は農業を基幹としております。もうすでにいろんなところから、現在自前でポンプアップしているけれども、大分量が減ったとか。中には村長にですね、村がどこかで地下水を多く上げたために減って、ポンプが故障したというふうな苦情もですね、これは原因はよく把握していませんがあります。また最近は、ある企業から今帰仁村で相当規模が大きなものやしの工場の、今帰仁村にきたいということもあって、それもかなり議論しましたけれども、そういうことで、やっぱり先ほど建設課長から答弁のあったように、村長としても規制の必要性は認めておりますので、前向きというか平成31年度から、この調査の方法を含めて取り組んでいきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第42号について質疑いたします。

一つ確認なんですけれども、第4条の基金の運用から生ずる収益はとありますが、この運用とはどういったことなのか、質疑いたします。それと第6条の村長は第1条の目的を達成するため、基金の全部または一部を処分することができる。とあります。この処分するときですね、ある程度の手続等が必要かなとは思いますが、その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 3番與那嶺 透議員の質疑について説明いたします。

質疑の第4条にかかります運用から生ずる収益等につきましては、その基金を預けている預金と言いますか、その利息になる部分でございます。またそれを定期預金等で預けるときには、その利息部分が運用益になってくることでございます。また第6条の処分につきましては、必ずこの基金から一般会計の基金繰り入れと、またその繰り入れた基金の使い道については、また歳出の項目で予算化をいたしますので、それは明確になってくることとなります。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 第4条の運用については理解いたしました。第6条の処分なんです、この処分を決定するに当たっての段階ですね、その段階の手続というんですか、それをどういったところで決定するのかというのを説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

第6条の手続についてでございますが、先ほども説明したとおり、繰り入れの予算、それから歳出の予算を組んでの流れになりますが、そのときに各事業計画に基づいて、調整をした中で財源はどう充てるのかということ、内部のほうで詰めていきます。その中で、補助事業分であれば幾らの補助事業分、また基金が充てられる部分というふうに、財政的な調整を進めてまいりまして、最終的に予算化をしまして、もちろん議会のほうにも提案をしまして、採決いただくという流れになっていきます。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 おおむね理解いたしました。この内部でというのは、課長会が主になると

は思うんですが、字とかですと財産管理委員会とか、そういったのがああるんですが、そういった第三者じゃないんですけど、この基金を取り崩すためには組織、課長会であったり、課長会とは別の第三者も入ったり、そういった委員会みたいなものがあるのかどうか。なければ、また今後つくっていく必要もあるんじゃないかなというふうに考えるんですが、見解を伺います

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 3番與那嶺 透議員の質疑に対してご説明いたします。

基金、今帰仁村内にまだ、今回統合はしましたけれども、いろんな基金がありまして、それについてはそれぞれ企画財政課のほうできちんと、今幾らあって、これは何のために使うんだと、来年度はどういう予算が必要だからここから取り崩すということを、きちんとして企画財政課のほうで管理した上で、予算化をして村長まで決裁をした上で、こちら議会へ提出して、かつ議会のほうでしっかり見ていただくという手続を踏みますので、このためだけにちょっと内部で検討会もしつつ、審査の仕組みみたいなものをもう1つつくるといことまで必要かどうかは、ちょっと検討は必要ではあると思いますけれども、そこまで必要性があるかどうかというのは、よく検討してまいりたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの3番與那嶺 透議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 今の副村長がおっしゃっているのもよくわかります。副村長がおっしゃっているのは、各個別でこの基金がある、この目的のための基金があるから、やはりそれに沿って使う、それは審査は特にいらないかと思ひます。でも今回のこの総合管理基金条例というのは、4つの基金から、これをプールされているわけですよ。そうしたら、目的が大きいというんですか、あちこちの目的ではないんですけども、ある程度の目的があるんですけども、これまだ明確ではないところもやはり見えてきますので、それに対しての審査と言ひますか、これに使って本当にいいのかどうかというのを第三者から見るのも必要なんじゃないかなというふうに考えていまひして、その辺ですね、見解を伺ひます。

○ 座間味 薫 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 3番與那嶺 透議員の質疑に対して説明いたします。

企画財政課任せにするのではなくて、ほかの課からの目も入れてきちんとして審査すると、ちょっと用途がかなり広い条例になるので、企画財政課任せにしないほうがいいんじゃないかという視点、考え方も確かにあると思ひますので、ちょっとその辺について検討してまいりたいと思ひます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

次に、日程第4。「議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について、提案理由が健康づくりの推進に関する基本的な事項を定め、村民が生涯にわたり生きがいを持ち、誰もが安心して暮らせる今帰仁村健康長寿むらの実現に寄与するため。と書かれていますけれども、この2ページ、村の責

務ということで5つぐらいあります。この中の第5条、村は基本理念に基づき次の各号に掲げる施策のほか、村民の健康づくりに関する施策を実施し、推進しなければならない。とありますけれどもね。この5つの項目は毎年やる予定であるのかですね。

次に3ページ、第10条の健康長寿むらづくりということで、10月を今婦仁村の村民健康づくり推進月間とするとともに、また毎月第1日曜日を「健康づくりの日」とする。と書かれていますけれども、毎月何かイベントをやるのかな、役場が主体となってますね、これ自主的に毎月第1日曜日は、自分のためにウォーキングしたり何かということで、提案なのか。行政でやるのか、イベントか何かつくってやるのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

第5条の村の責務についてでございますが、こちらのほうは村民の健康づくりに関する施策を実施し、推進しなければならない。というところなんですけれども、健康づくりは本来、村民一人一人が主体的に取り組んでいくことが必要であると、国保もそうなんですけれども、健康寿命を伸ばしていくというところでもあります。しかしながら一人では継続できない現状があります。そのことで村民の健康づくりを、村といたしましては推進していく中で、村、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等、事業者が一体となって啓蒙していきながら健康づくりに取り組んでいきたいというところでもあります。

それから第10条についてでございますが、健康づくりの推進月間及び健康づくりの日ということでもあります。こちらにつきましては、10月は国の体力づくり強化月間であり、健康保険連合会での健康強化月間であること、それからまた体育の日ということも組み合わせながら、大きい事業というよりは、今、現に進めております健康ウォーキングを、またさらに意識づけを深めていきたいというところで、今回条例を提案させていただいております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明では、条例をつくったから云々でなく、別の事業ではなく、今までやっていたことを進めながらと、啓蒙活動しながらということで理解していいですね。それと第1日曜日は、今までやっているウォーキングをみんなに呼びかけして、もう少し拡大してやっていきたいということでの条例制定ということで理解してよろしいですね。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

現在進めております村の方向性を、村民に広く、また自主的にぜひ積極的に進んで参加していただきたいということでもあります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今現在行われている健康活動を進めながら、これからまたいろいろと、今国保連ちやーがんじゅうだと

か、そういうところもありますので、あわせて村民のほうからもいろいろと健康的に活動に参加するために、また提案として逆にですね、今から考えていることなんですけれども、ぜひ積極的に、逆に提案をしていただいて、それに基づいてまたこちらのほうもそれに講師を派遣したりだとか、今ちょっと具体的にはですね、また細かく要項等を定めながら進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 大体わかりました。実はですね、各字でやっているゆいまーる事業とも連携しながら、やってもらいたいと思います。ウォーキングもできない人もいますので、これとゆいまーる事業も連携しながら、健康づくりを推進してやってもらいたいと思います。以上、答弁はいいです。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 議案第43号 今帰仁村健康長寿むらづくり条例の制定について、質疑を行います。

目的第1条の中に、村民が生涯にわたり健康で生きがいを持ち、誰もが安心して暮らすことのできる今帰仁村健康長寿村の実現に寄与することを目的とする。というふうにあります。この中で、第2条の定義ですね、地域団体2号ですね、3号に保健医療福祉関係者、4号に学校等、5号に事業者とありますけれども、このような団体と、あるいは区長会、村老人クラブ連合会、民生児童委員とか社会福祉協議会とか、そういうところとか関係する諸団体等含めて、網羅して、例えば仮の名前で言いますと、今帰仁村健康長寿むらづくり推進協議会みたいな組織をつくっていく考えがあるかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの6番吉田清尊議員の質疑についてご説明いたします。

今、今帰仁村のほうに19字区長によります今帰仁村健康づくり推進協議会というのがございますので、今質疑のありましたところは、この団体によるところで進めていきたいというふうには思っております。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今帰仁村健康づくり推進協議会に、そういう団体も今後入れていく考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時07分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

協議団体については、条例を制定しながら組み入れるような形で検討していきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時09分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今先ほど、こちらのほうで条例による組織のほうの変更等のお話をしましたが、こちらのほう、訂正い

たします、すみません。改めまして、今現にある組織の中で検討していきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第43号について質疑いたします。

先ほどもあったんですけども、1ページの目的、いろいろ書いておりますけれども、もう少しかみ砕いた説明と言いますか、どのような目的でこの条例を制定したのか、この説明を求めたいと思います。そして3ページ目、第11条、村は健康長寿むらづくりを推進するために必要があると認めるときは、村民、地域団体、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者に対し、財政的支援その他必要な支援を行うことができる。この支援ですね、具体的にどのような支援なのか、説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの8番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

第1条につきましては、指定する事項、基本理念、村民、地域団体、保健医療関係者、事業者、学校等の役割、それから村の責務、健康長寿むらづくり推進のための基本事項を明らかにし、村民が生涯にわたり健康で生きがいを持ち、誰もが安心して暮らすことのできる社会実現に寄与する。やはり自分の体は、やはり自分で健康を守るということが第一でありまして、また各事業所においても、ぜひ働いていらっしゃる方の健康も考えていきながらという、村民挙げての健康づくり条例を目指しているところであります。

第11条につきましては、やはり村民ですね、やっぱり村だけが主導的にやってしまうと、どうしても自主的に行っていきながら、長寿健康を伸ばすためには、やはり村民一人一人の意識というのがありまして、そのために地域団体からも協力を得ながら保健医療福祉関係、いろいろと健康づくり、やはり健診等もございまして、そこらへんも兼ねながら、やはり学校教育と、あとはまた事業者、先ほどお話ししました健康長寿むらづくりに資する活動をぜひ自主的に行っていただきたいということを考えております。その中で、財政的なことになってくると思うんですけども、やはり一番は人材だと思っていますので。やはりお金は足りない、例えば講師を派遣してほしいですとか、いろいろと支援の、これから想定できることではありはしますけれども、行政主導ではなかなか進められるところではありませぬので、ぜひ村民の方々の話も聞きながら、というところで、進めていきたい、要項も定めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 1ページ、この第1条、今帰仁村健康長寿むらづくり実現に寄与することを目的とする。村民を挙げて健康づくりを推進していきたいというふうにありましたけれども、じゃあこれですね、健康長寿むら実現に寄与することに対して、反対の側というんですか、太って病気になったり、健康長寿じゃないような人たちというのは、例えばこれは条例違反なのか、条例違反に対する罰則とか、そういうのがあるのかですね、説明を求めます。真剣に聞いていますので。それと第11条、これ財政的支援と書いてあるんですよ。具体的に財政的支援というのはどういうのがあるのか。例えばですね、企業とかだったら健康づくりのためにウォーキングマシン買ったとか、そういうこともできるのかなと思ったりもするんですけども、その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時17分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時17分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

こちらの条例での罰則等はありませんので、そういうことではなくて、ぜひやっぱり一人一人が支えあうというところで、今、人と人がつながるところが必要じゃないかと思っていますので、別に罰則等々はございません。それから財政的支援についてでございますけれども、こちらについては要項等で、今お話しがありましたところも含められるかどうか、今ちょっと言えないところなので、要項で定めていくということで、話のほうを以上とさせていただきます。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 目的の中のこの第1条、条例違反にはならないと。罰則はないけれども、条例違反になるということかなと思ったりもしますけれども、これはおおむね理解しましたが、再度説明を求めます。財政的支援の中ですね、これはやはり健康づくりを考えると、今健康器具もたくさん出ていますので、各事業所においても、やはり村民意識づけはすると思うんですよ。私、こう見えても会社に戻るとですね、腹筋マシンがありまして、こう見えて腹筋しているんですよ。従業員もですね、みんな運動器具があったら運動をするんですよ。これ村民を挙げてということであれば、その辺の器具に対する財政的支援は必要じゃないかなというふうにも考えますが、第11条にうたわれておりますので、これはぜひ検討できるというか、支援していただきたいと考えておりますけれども、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

こちらにあります財政支援等につきましては…。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時21分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 8番與那勝治議員の質疑に対して説明いたします。

健康的な活動をしない場合に、条例違反になるかということですが、第4条に村民の役割として、健康診断等を積極的に受けていただくとか、健康づくりに積極的に実践するように努めるものとする。といったことなどの努力義務を記載しておりますので、ここに書いてあることを一切やらないで、健康に関することを自分は何もしないんだというふうなことであれば条例違反かなという気はいたしますけれども、ちゃんと健康診断を受けて、今の現状がどうであっても少しずつ取り組みをしている方については、それは条例違反ではないだろうというふうに考えております。

続きまして第11条の支援についてですけれども、こちらについてはちょっと、いろいろ財政事情等もありますので、どういったものに対して財政的支援をしていくかということについては、またこれから村として検討していきたいと思っております。例えば健康づくりの模範になるような方に対して、表彰するようなこととか、その表彰のときに少し、プラス財政的支援に使うようなものをつけるなどといったことなども考

えられるかなとは思いますが。金額については、ちょっと財政事情等、効果等いろいろ考えながらまた検討してまいりたいと考えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。

先ほど住民健診の件が出ましたけれども、これについてなんですけれども、第5条の4号ですね、健診等の受診率及びそれに基づく保健指導の実施率の向上に関すること。とあります。住民健診の後の保健指導だと思いますが、私も住民健診毎年受けていますので、条例違反はしておりません。これなんです、以前は各字の公民館のほうに保健師だったり看護師が、保健センターの職員が出向いて、対象の字地域の住民に対して、要指導の人は時間を合わせて、ほぼ丸一日待機して保健指導を行っていたんですが、ことしからですか、去年からか忘れたんですけれども、保健センターのほうに一括して今やっていますよね。この辺、保健指導の実施率の向上をうたうのであれば、各字の公民館にまた戻したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、見解を伺います。

それと第12条ですね、村は健康長寿むらづくりの推進を図るため、健康づくりに資する活動を自主的に展開できる人材の育成、先ほども人材の育成、人材だというふうな説明もございましたが、具体的にどのような人材、講師だったりインストラクターであったり、そういったものだとは思いますが、この育成となっておりますので、具体的にどのような育成を図るのか、伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時28分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時43分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

まず1点目ですね、健康診断による公民館への保健指導なんですけれども、保健センターで行われて、まずそれが1点、あと字のほうにも出向いて行ってやっていると確認はしているところなんですけれども、そういうことは諸志のほうだけちょっと漏れているかというところで、決してそのようなことはなくて、字のほうにもそういう指導等、健診のほうの指導等で回っているということで報告は聞いております。

あともう一つですね、第12条の人材育成については、地域のリーダーとして体育指導員等をですね、現行のほうを広げていきたいなというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 恥ずかしながら保健指導の対象者であります。私は公民館には呼ばれないで、保健センターのほうに呼ばれております。それで字の公民館で、なんでやっていないんだろうというふうに感じまして、今回この質疑をいたしました。私の思い違いということで、理解しました。

その次ですね、この第12条なんです、今体育指導員、体育指導員じゃなくてスポーツ推進委員ですね、を活用するというふうな説明でございましたが、具体的にどのようなふうにしてスポーツ推進委員のほう

に投げかけていくのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

先ほどですね、スポーツ推進委員というところで訂正させていただきたいと思います。その指導員の培ってきたもの、また新たなところを、スポーツ推進委員ですね、習得されている内容についてを広く進めていながら、後継ですね、リーダーのほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第43号ですね、長寿むらづくりの条例の制定について。まず最初にこの条例を制定するに当たって、この制定をするからこそ取り組める健康長寿むらづくりがあるのか。それともそれを補則する、何かこの条例によって新たな取り組みができるのかということをお伺いしたいです。それと第3条の2、地域社会全体の取り組みとしてということで、村民からいろいろ事業所等まで含めていますけれども、新たな組織をつくって、統一した何というのかな、取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。それと第6条から第9条まで、各団体等この取り組みに協力するように努めると、どのような協力を求めていくのか、お伺いします。それと第11条、先ほどから何度か他の議員のほうから質疑されていますけれども、今回この条例をつくるから財政支援ができるようになったのか、もともとそういった支援制度があったのか。もしあったのなら、過去にどういった形で支援をしていたのか、お伺いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時52分)

宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑についてご説明いたします。

まず第1条の目的についてなんですけれども、今までできなかったこと等ということでございますけれども、まずやはり今まで村として、ぜひ月の第1日曜日等をですね、健康ウォーキングとか、現在図っているところではあるんですけれども、なかなか参加等ですね、いない状況等もあります。それも照らし合わせながら、なかなか家から出てこないというか、ぜひですね、外に出る機会をまた設けていくところの趣旨もございます。先ほど述べたところでもあるんですけれども、一人一人ではなかなか自主的に取り組めないところがございますので、条例を制定しながら意識を変えていきたいなということが目的でございます。

それから役割を、やはり人との結びつきを考えていますので、そこでぜひ活動に参加するということで、役割のほうも持っているところでございます。それから第11条にあります、支援できたこと、財政的などころになってくるんですけれども、今現在そのような支援はしてはおりません。こちらからいろいろ健康づくりに関する国保事業ですとか、包括支援センターですね、そこも含めながらいろいろ支援しているところではございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 説明がありましたけれども、もうちょっとお伺いしたいんですけれども。

この条例を定めるというのは、健康というのは個々一人一人が責任をもってやるということではあるんだけれども、この条例を定めることによって、村が主体となって地域を巻き込んで取り組むという解釈であるのか、確認をしたいということと、もう一度、連携を図っていくというところの中で、村民を巻き込みながらこういった協議会みたいなものをつくっていくのか。先ほど聞いたんですけれども、ちょっと聞き取れなかったので、もう1回確認をしたいというところですね。では今回、この第11条の財政的支援というのは、今ままでしたことがなかったと。これは今回の条例を定めることによって、明文化されたという解釈でよろしいのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

まずは村が主体ということではなくて、先ほど役割の中にもあったんですけれども、地域ですね、それから各事業所等も役割分担のほうにありますので、みんな、村民が一丸となって取り組んでいけたらなというふうに思っております。

それから先ほどの財政支援ですか、それについては今現時点では行われてはおりません。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時57分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時58分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 座間味邦昭議員の質疑に対してご説明いたします。

今まで健康づくりに対する支援はしていないという説明を、まず訂正させていただきます。社会福祉協議会なり、いろいろところで多分健康づくりに資するような補助金を出したりとか、支援金を出したりとかということをやっているはずですので、なので今回、この条例ができたからはじめて財政的支援ができるようになったということではありませんが、先ほどの説明と重なるところもありますけれども、やはり村全体として健康長寿むらづくりをしっかりと進めていこうという雰囲気、まずここで機運を生み出したいということと、それをしっかりと進めていくために必要な財政的支援を検討しながらやっていきたいということを、改めて条例で明記したという整理でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時59分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 5番座間味邦昭議員の質疑に対して補則で説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、村としてもしっかりと取り組んでいかなければいけないということで、村の責務ということで第5条にも書いておりますので、村としてもしっかりと取り組んでいきたいということであり、ただ村民の皆さんの健康づくりなので、村が皆さんを引っ張るというより、むしろ村民の皆さんに村を引っ張ってもらうような、そういった流れにしていきたいという思いがありまして、さまざまな、定義のほうに書いてある団体、関係者等をみんなで力を合わせて進めていきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ **5番 座間味邦昭 議員** 今の説明でよくわかりました。やはり条例を定めても、素晴らしい条例だと思いますし、健康長寿むらづくりのために、村民一人一人が健康のために努力していきながらやっていく取り組みは素晴らしいと思います。ただ条例はあくまでも条例の中で、知っているのは実は関係者とか、村民一人一人がこの条例というのは、やっぱり把握はできないわけですね。そういう条例を定めて、やはり村が主体となって、各団体、事業所も巻き込んでやっていく、やっぱりリーダーシップをとっていただきたいなど。そして一人一人が健康に取り組めるような土台づくりとか、雰囲気づくりをぜひ村がせっかく条例を定めたので、取り組んでいって、ただ条例を定めたから終わりではなく、その条例が生かされるように周知しながら、村が主導しながら、村民を巻き込んで、健康第一で過ごせるむらづくりに努めていっていただきたいなど。ひとつ財政支援も過去にやっていたと。いろいろな意味ではそんなに余り変わらないのかなと。それは整理して、県の条例か何かと合わせながらいろいろやったのかわからないですけれども、やはりこの条例を定めるに当たっては、こういった財政支援は、基準もあると思うんですけれども、健康づくりに村民がやれるように、もう一度村民に、村が主体となって取り組んでいけるよう、ぜひ先頭を切ってやっていただきたいと思っております。以上です。

○ **座間味 薫 議長** ほかに質疑はありませんか。1番島袋 誠議員。

○ **1番 島袋 誠 議員** では議案第43号について、ほかの議員からもいろいろあって、およそ把握はしているんですけれども、少しまた確認するところがございますので、質疑いたします。

まずですね、今、座間味邦昭議員が少しふれられたんですが、この条例づくりに当たって、沖縄県も健康長寿推奨はして、寿命のほうも、健康寿命が短くなってきたということで、盛んにテレビ等、コマーシャル等もあるんですが、これそういうふうに沖縄県から推奨されてやっているのか。あと今帰仁村独自でこの条例づくりをしたのか。またほかの自治体も足並みそろえてこういうのを今上げているのかどうか。それについてひとつお伺いします。

あと第10条、この毎月第1日曜日を健康づくりの日とするということで、ウォーキングとあとパークゴルフですか、今現在行われていると思うんですが、以前は福祉保健課の保健センターの職員を中心に、1週間に1回、毎週日曜日にウォーキングが行われていたというのがありまして、それが第11条の今回明文化されたことによって、いろんな団体を巻き込みながら、それがまたできてくるのかなと期待される条例であると考えております。そこでですね、この第11条の財政的支援、先ほどからございますが、今の説明では財源等は確保はしてないと思うんですが、この国保のほうの、県に委譲したときに、成果報酬等でインセンティブがあったと思うんですね。医療費削減のために、いろんな活動をするに戻ってくる、県で幾ら割り当て、でそれが市町村におりてくるというふうに認識しているんですが、その財源を使えないかなということで、今見る内容ですね、ちょっと考えております。そこでですね、そういうふうに財源を獲得できないかなというふうにちょっと期待しているんですが、その答弁を求めます。以上です。

○ **座間味 薫 議長** 宮里政有福祉保健課長。

○ **宮里政有 福祉保健課長** ただいまの1番島袋 誠議員の質疑についてご説明いたします。

各市町村の状況、沖縄県のお話でありますけれども、今市町村等の状況関係が、今手持ち資料を確認されていないものですから、そこらへんはちょっとございません。

2点目に、確かに努力支援ということで、国保のほうでインセンティブ、ポイント制になっていくところではございますけれども、これについてはやっぱり限られた財源等もありますので、近いところでまた今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 では、この今帰仁村健康長寿むらづくり条例に関することは、村独自で考えているということでありました。すごい今の時期にいい、前向きというか、この健康に本当に今帰仁村が特化していけるという意味で、今帰仁村から手を挙げたことはいいなというふうに感じております。第11条の財政的支援で、限られた財源ということではあるんですが、それは私の解釈では、こちらからいろいろな企画提案して、医療費削減につながることをすれば、いろいろ事業をとれるんじゃないかというふうに考えているんですが、ですので今言った、各係というよりも、福祉保健係、例えば保健センターだけが難儀して、いろいろ獲得してきたと思うんですが、その分の企画提案をいろいろな団体に流すことによって、請求するのは行政側だとは思いますが、その意味で進んでいかないかなというふうな質疑でした。この第11条のそこについて、また答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

国保の財源等活用を含めながら、対応メニュー関係も調整しながら、活用できるように努めていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員 いろいろコミュニティというか、集まった中でも、健康づくり、この医療費削減についていろいろな意見が出る中、逆にチャンスじゃないかなと思って、いろいろな提案が出て、いろいろな人を巻き込んでやるということは、本当に今帰仁村の健康づくりになっていくチャンスじゃないかと思っておりますので、ぜひまた頑張ってもらって、村民も一堂挙げて頑張るような体制づくりを、また引っ張っていく形、議員も含めてやっていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第43号について質疑いたします。

1ページの第3条の1のライフステージという言葉ですね、次のページの上のほうにもライフステージとあるんですけれども、その言葉の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

年齢ですね、生活環境も含めながら、それぞれに応じた、無理なく健康づくりに努めていただきたいというふうに思っています。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 その言葉を入れかえたらどうですか。みんながわかりやすい言葉になると思いますよ。みんなに知ってもらわないといけない条例ですよ。わかりやすい言葉で説明するのが、やさしい、丁寧な今帰仁村だと思うんですけれども、どうお考えですか、答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里政有福祉保健課長。

○ 宮里政有 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

こちらについては、やはり周知という形で、わかりやすくぜひやっていこうかなというふうに思っております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後 3 時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後 3 時13分)

中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 9番山城 太議員の質疑に対してご説明いたします。

我々としては、正式に提案してしまっておりますので、今からこれを直すというのは、なかなかやりにくいところはあるけれども、今後むらづくり条例の周知等を行う場合には、ライフステージとはこういう意味ですというのを、きちんとわかるような形で周知徹底していくようにしたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 この条例というのは、全ての住民がわかりやすい、一目瞭然の条例をつくるのが当たり前だと私は思っておりますが、正式に出したからといって、周知のときにそういうふうな説明をすとかいうのもおかしな話だと、何か違和感を感じるんですけれども、その言葉、ライフステージで理解はできないことはないんですけれども、何かいちいちまた説明するときに、いろんな言葉を出してから説明するよりも、修正したほうがいいのかと思うんですけれども、やらないならやらないで結構ですが、そう私は思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

これで延会します。

(延会時刻 午後 3 時15分)